

## 議案第3号

### 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年5月30日

鳥取県知事　平井伸治

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条　鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正	後	改 正	前
附 則 (施行期日)		附 則 (施行期日)		
1 略 <u>(保育所の職員配置に係る特例)</u>		1 略 <u>(経過措置)</u>		
2 略		2 略		
3 <u>保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならぬ。</u>		4 <u>別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</u>		5 <u>1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、別</u>

	表第4職員の配置の項第2号の規定の適用について(は、平成32年3月31日までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。)
6	前2項の規定を適用する時は、保育士(附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の別表第4職員の配置の項第2号の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならぬ。
7	保育所の設置者は、知事が別に定めることにより、附則第3項に規定する知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに附則第4項及び第5項の規定により保育士とみなされる者に対して、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならない。
	(経過措置)
8	略
9	略

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
附 則				附 則		
(施行期日)				(施行期日)		
第1条 略				1 略		
(経過措置)				(経過措置)		
第2条 略				2 略		
第3条 略				3 略		
(認定こども園の職員配置に係る特例)						
第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項						
第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲						

げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、平成32年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもつて代えることができる。

第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならぬ保育士の資格を有する者については、平成32年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもつて代えることができる。

2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子ども教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならぬ幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、平成32年3月

31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもつて代えることができる。

3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならぬ幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、平成32年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもつて代えることができる。

4 前2項の場合において、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、平成32年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認められる者をもつて代えることができる。この場合において、当該者は補助

者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 前2条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認められる者（以下この条及び次条において「同等職員等」という。）をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

第8条 認定こども園の設置者は、知事が別に定めることにより、同等職員等に対して、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならない。

（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正）

第9条 略

（鳥取県行政組織条例の一部改正）

第10条 略

（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正）

4 略

（鳥取県行政組織条例の一部改正）

5 略

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第11条 略  
6 略

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第12条 略  
7 略

(鳥取県教育審議会条例の一部改正)

第13条 略  
8 略

(鳥取県立むかきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一

部改正)  
第14条 略  
9 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。